

競争的資金等公的資金の不正使用防止等に関する取り組み

兵庫県立福祉のまちづくり研究所では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究所における公的研究費を適正に管理・運営し不正使用を防止するための体制整備等についての取り組みを行っております。

- ① 不正を事前に防止するための取組
- ② 組織としての管理責任の明確化

<行動規範>

「兵庫県社会福祉事業団憲章」、「兵庫県社会福祉事業団職員倫理綱領」及び平成18年4月11日付日本学術会議の「科学者の行動規範」（暫定版）、「科学者の自立行動を徹底するために」に基づき、関係法令等を遵守するとともに、公平で効率的な研究活動により不正防止に向けて行動することとする。

なお、公的研究費の適正な使用を確保するため、交付を受けた研究員から、補助条件を遵守し不正行為等を行わない旨の「科学研究費補助金の使用にあたっての確認書（契約書）」を提出させるものとする。

<責任体制>

1. 最高管理責任者 兵庫県立福祉のまちづくり研究所 所長
研究所全体を統括し、競争的資金等の適正な管理および不正行為の防止について最終責任を負う。
2. 統括管理責任者 兵庫県立福祉のまちづくり研究所 次長
最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な管理および不正行為の防止について機関全体を統括する責任および権限を有する。
3. コンプライアンス推進責任者 兵庫県立福祉のまちづくり研究所 次長
公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する。
4. 研究倫理教育責任者 兵庫県立福祉のまちづくり研究所 次長

<適正な運営・管理のための基盤整備>

○申請・報告・執行・ルール等に関する相談窓口

兵庫県立福祉のまちづくり研究所 ロボットリハビリテーションセンター課

住所：神戸市西区曙町1070

Tel：(078)925-9283

Fax：(078)925-9284

Mail：info00@assistech.

※SPAMメール対策のため、メールアドレスは末尾のhwc.or.jpが省略されています。送信する場合は、後ろにhwc.or.jpを追加してください。

○適正経理

円滑な事務の執行と研究所における不正防止を両立するため、最高管理責任者の下にロボットリハビリテーションセンター課が担当します。さらに、その運用基準についても、文書等により明確化し、関係者に周知しています。

○通報窓口

兵庫県立福祉のまちづくり研究所

ロボットリハビリテーションセンター課

住所：神戸市西区曙町1070

Tel：(078)925-9283

Fax：(078)925-9284

Mail：info00@assistech.

※SPAMメール対策のため、メールアドレスは末尾のhwc.or.jpが省略されています。送信する場合は、後ろにhwc.or.jpを追加してください。

【注意事項】

1. 通報は、競争的資金等に係る研究活動における不正行為および研究費の不正使用を対象とします。
2. 通報等を受け付ける際には、通報者の氏名等、不正を行ったとする研究員、不正行為および不正使用の状況、不正とする根拠、使用された競争的資金等について確認させていただきます。
3. 通報後、通報内容を把握するため、通報者に調査協力をお願いする場合があります。
4. 匿名による通報の場合は、不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、通報を受け付けます。
5. 通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。また、通報による秘密は「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団公益通報者保護規則」により守られます。
6. 悪意に基づく通報を行ったと判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、その他必要な措置を講じます。

○不正な取引に関する方針及び不正な取引に関与する業者への処分方針等について

兵庫県立福祉のまちづくり研究所は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

研究費の不正使用に関与し、不正使用が発生することのないよう、ご協力をお願いします。

◎ 公的研究費の不正使用とは

公的研究費は公正かつ効率的な使用などを求められていますが、これに違反して架空取引、品名替、その他不正行為（割高操作、偽装取引）等により研究費を使用すると不正使用になります。

《主な不正使用事例》

- 預け金（架空取引）：架空の契約により研究費を取引業者に支払い、管理させること
- 品名替：事実と異なる品名に書き換えた納品書等により、研究費を取引業者に支払うこと
- 預け金（割高操作）：適正な契約価格よりも割高な価格で契約し、その差額を取引業者に管理させること

当研究所職員から不正使用と思われる取引の相談や要請があった場合は、必ずロボットリハビリテーションセンター課までご相談いただき、不正使用に関与することのないようご協力をお願いします。

◎ 不正行為に対する処分等

不正な取引に関する方針及び不正な取引に関与する業者への処分方針等について、兵庫県立福祉のまちづくり研究所における公的研究費の適正な運営・管理に関する規程並びに（社福）兵庫県社会福祉事業団会計規則に準ずる。